

特 記 仕 様 書

委託業務名 里山防災・緩衝帯整備業務（真野普門町）
業 務 場 所 大津市真野普門町（別紙位置図のとおり）

第 1 条 適用範囲

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、令和 7 年版「治山林道必携」（以下「必携」という。）及び「滋賀県一般土木工事等共通仕様書（令和 7 年 1 0 月）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

ただし、本特記仕様書と「必携」又は「共通仕様書」が、重複する事項で内容が一致しないときは、本特記仕様書又は、監督職員の承認・指示が優先する。

第 2 条 実施目的

本業務は、森林整備を実施し、里山が持つ防災機能を向上させることを目的とする。

第 3 条 業務量

危険木伐採 3 6 本
天然林改良 0. 5 ha
本数調整伐 1 式（3 1 本）

第 4 条 準拠する法令等

本業務は、本特記仕様書及び業務委託契約書によるほか、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 5 条 大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

通報書は、別記様式第 1 号を用いるものとする。

第 6 条 次の表の左欄に掲げる「共通仕様書」の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総則 1-1-1-1 適用 1. 適用工事	は、滋賀県が発注する	は、大津市が発注する
第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総則	は、「滋賀県建設工事監督要領」（以下「監督要領」という。）」、「滋賀県建設工事検査要領」	は、「大津市建設工事監督要綱」（以下「監督要綱」という。）」、「大津市工事検査要綱」

1-1-1-1 適用 2. 共通仕様書の適用		
第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第1節 適用 5. 生コンクリートの圧縮強度試験	(1) ～とする。この際、必ず滋賀県指定の封印をするものとする。	(1) ～とする。この際、監督員が指定の封印をするものとする。
第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 3-1-1-9 工事の完成図書の納品 4. 電子成果品	受注者は「滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】」に	受注者は「大津市電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】」に
第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 3-1-1-9 工事の完成図書の納品 5. 地質調査の成果品	～場合、「滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）【委託業務編】」に	～場合、「大津市電子納品運用ガイドライン（案）【委託業務編】」に
第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 3-1-1-11 施工管理 2. 品質記録台帳	および滋賀県建設工事検査要領に基づき	および大津市工事検査要綱に基づき

第7条 業務内容

1 着手前

業務着手前に実施計画書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。なお、実施計画書には、作業にかかる日程、作業方法などを記載すること。

2 業務内容

- (1) 危険木（N＝36本）の伐採処理を行う。
- (2) 胸高直径2cm以下の灌木林分について、概ね50％程度の伐採、集積を行う。
- (3) 本数調整伐（N＝31本）の伐採処理を行う。
- (4) 伐採した木の集積、処分
 - ①伐採した木については適当な大きさに玉切りにすること。
 - ②玉切りされた木については、水平方向に並べ、転落、流出しないように集積または固定し整理すること。

3 作業手順及び留意点

- (1) 作業前には、現地をコンパス測量等により作業区域を明確にし、監督職員の確認を受け

ること。

(2) 伐採する樹木の確認

危険木伐採の予定木として示した立木について、森林所有者と確認する。変更がある場合は改めて監督職員と協議を行うものとする。

(3) 作業の条件

①隣接する歩道等を地元住民が通行する可能性があることから、伐採作業にあたり、各種標識看板を立てる等、地元周知を行うこと。

②対象木の調査を行い、事前に除去が必要な周辺の枝葉について、剪定など必要な措置を講じること。

③長雨の直後など、降雨により地盤が緩んでいる時期の施工は避けること。

(4) 天候による伐採作業の有無

伐採作業前開庁日 16 時には作業の実施の有無を監督職員に連絡すること。

(5) 実施状況の記録

実施状況及び施工後の確認をするため、以下により記録するものとする。

①危険木伐採記録写真は、対象木ごとに作業前後の状況を撮影する。

②その他の工種の記録写真は、1 施工箇所ごとに作業前、作業中、作業後の状況を撮影する。

③地元通行者への周知状況が分かるよう、各種標識看板の配置状況を撮影する。

4 作業の安全措置

(1) 歩行者等の通行には十分に注意をし、支障のないようにするものとする。

(2) 作業地域での作業中の喫煙は行わないこと。

(3) 作業従事者については、労災保険に加入すること。

第 8 条 業務責任者及び業務担当者

1 業務の実施にあたり、業務責任者及び業務担当者を設け、監督職員に報告するものとする。

2 業務責任者は、業務担当者に作業内容を伝え、その周知徹底を図るものとする。

3 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができるものとする。

4 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

第 9 条 完了の報告等

受託者は、業務が完了したときは次の書類を紙媒体あるいは電子媒体（CD-R 等）にて提出し、業務の検査を受けるものとする。ただし、検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。

1 委託業務報告書（出来高書を含む）

2 作業日報

3 出来高管理写真

工 種		撮影項目	撮影時期	撮影頻度
伐採	危険木伐採	作業状況	作業前 作業後	1 本毎に撮影
	竹整理伐	作業状況	作業前 作業中 作業後	1 施工箇所 to 1 回
	天然林改良	作業状況	作業前 作業中 作業後	1 施工箇所 to 1 回
	本数調整伐	作業状況	作業前 作業中 作業後	1 施工箇所 to 1 回
林内 整理	棚積み	作業状況	作業後	伐採工種毎に 1 回以上
その他	安全管理	各種標識類の 設置状況	設置後	設置箇所毎に 1 回

4 その他、委託者が必要と認める書類

令和 年 月 日

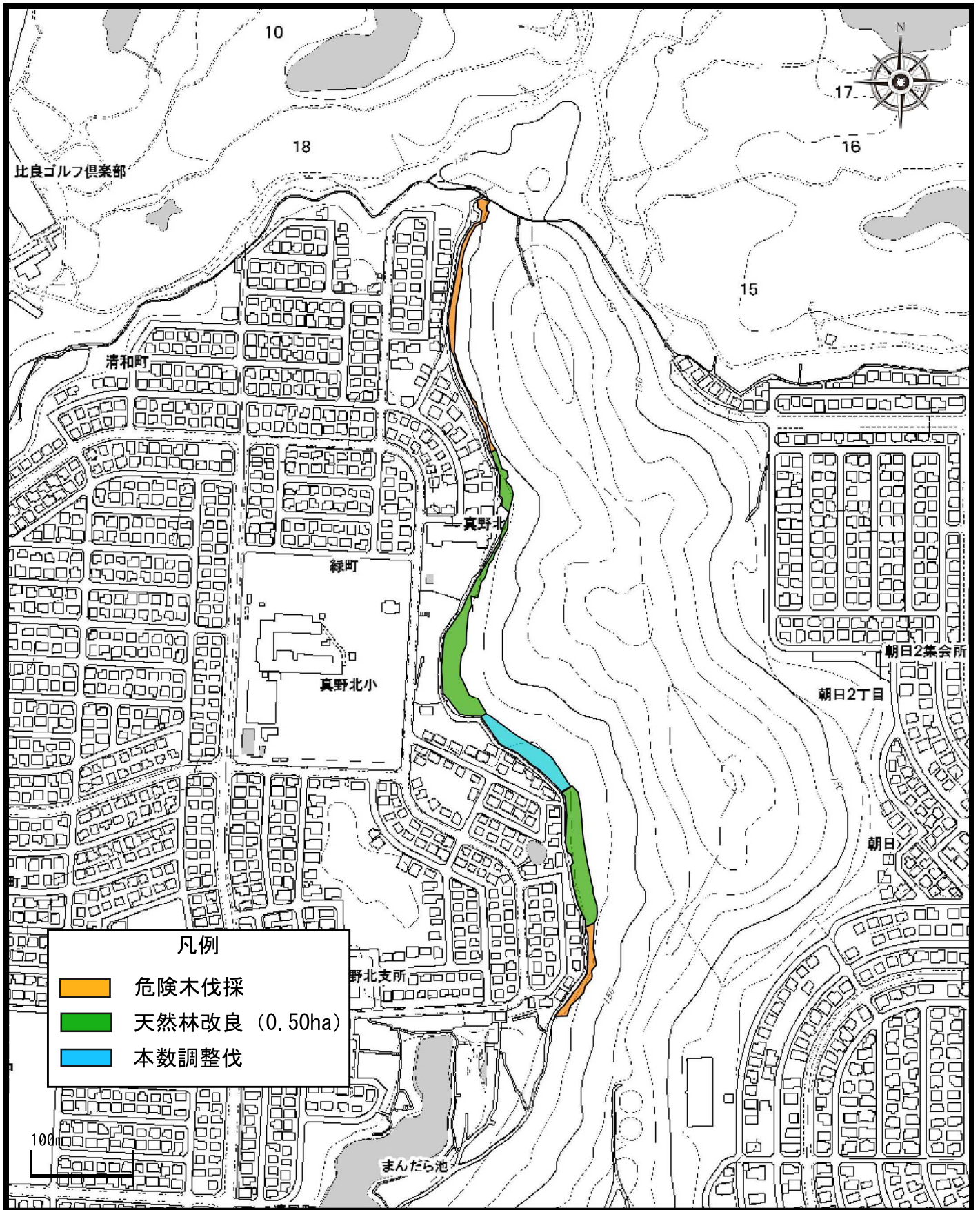
不当要求
不当介入 **業務妨害** **事案通報書**

滋賀県 警察署長 様
 大津市長 様 (報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課
受 注 者	所在地	(本社)	電話 () — F A X () —
		(現場事務所)	電話 () — F A X () —
	名 称		
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者 等	(通報者の職・氏名)	電話 () —
		(対応者) 所属会社名	電話 () —
		氏 名	
		役 職	
不当介入の 行為者	住 所	電話 () — F A X () —	
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃		
	〔元請・下請〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話 () — F A X () —
工 事 件 名			
不当介入の 内容・被害 の状況			
警察への 通報の状況	(警察への通報) 有 ・ 無		
	(通報先警察署)	滋賀県 警察署	課
	(通 報 日 時) 令和 年 月 日 時 分頃		

注 1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課（刑事第二課）あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。
 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
 3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず受注者（元請負人）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
 4 ※の欄は、警察署において記入すること。

位置図



1 / 5,000

注釈：